

国公法弾圧 2 事件最高裁判決に対する団長声明

1 2012年12月7日、最高裁判所第二小法廷（千葉勝美裁判長）は、国公法弾圧堀越事件、世田谷国公法弾圧事件について、それぞれ上告を棄却する判決を言い渡した。これにより、国公法弾圧堀越事件の無罪判決、世田谷国公法弾圧事件の有罪判決（罰金10万円）が確定した。

両事件は、いずれも、国家公務員が休日に私服で職場から離れた場所で、職務と無関係に日本共産党の機関紙号外等の配布をした行為が、国公法・人事院規則に違反するとして起訴された事案である。両事件については、東京高裁で、ともに猿払最高裁判決を先例としつつ、堀越事件については無罪判決（第5刑事部・中山隆夫裁判長）、世田谷事件については有罪判決（第6刑事部・出田孝一裁判長）が言い渡されていた。

自由法曹団は、両事件について、言論表現の自由についての憲法判断と、猿払事件最高裁判決の変更が求められることから、両事件を速やかに大法廷に回付するよう求めてきた。しかし、最高裁判所は、大法廷での審理を行わないまま本日の判決を言い渡した。言論表現の自由についての憲法判断、猿払最高裁判決の変更という、最高裁の役割を放棄したものであり、強く抗議するものである。

2 最高裁は、今回の判決で、国公法・人事院規則の禁止する政治的行為を、国家公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる行為と限定解釈し、堀越事件については無罪判決、世田谷事件については有罪判決を言い渡した。しかし、両事件とも、職務とまったく関係のない態様による配布行為が起訴されており、外観からは配布者が国家公務員であることは判断できないものである。判決では、厚生労働省の課長補佐という地位にあることを理由に世田谷事件の有罪を導いているが、同事件の配布行為は、堀越事件と同様、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なう抽象的な危険もないものであり、世田谷事件で最高裁が有罪判決を出したことは極めて不当である。

3 最高裁は堀越事件判決で、堀越氏の配布行為は、国公法・人事院規則の構成要件に該当しないとして東京高裁の無罪判決を維持する判断を示している。これは、刑罰をもって国家公務員の政治活動を一律全面的に禁止することを合憲とした猿払最高裁判決を実質的に変更したものと言える。

わが国は、国連自由権規約人権委員会から、2008年10月、政治的ビラ配布行為によって国家公務員が逮捕、起訴されたことについての懸念が表明され、表現の自由に対するあらゆる不合理な制限を撤廃すべきとの勧告を受けている。堀越氏を無罪としたことは、最高裁がもはや表現の自由や政治活動に対して、猿払最高裁判決で示された硬直的な判断を維持しえなくなったことを示すものである。

また、堀越事件は、公安警察が日夜を問わず長期にわたり執拗に堀越氏を尾行し、ビデオ撮影をくり返し、そのプライバシーを蹂躪した結果、作り出された事件であった。堀越氏の無罪が確定することにより、国公法・人事院規則を悪用した公安警察の違法な活動が断罪されたといえる。

4 現在、大阪市職員の政治的行為禁止条例の制定や、地方公務員法の改正案の提出など、地方公務員の政治行為を一律全面禁止しようとする動きが強まっている。今回の最高裁の判決が、国公法・人事院規則の定める政治的行為の一律禁止が許されないと判断したことにより、かかる動きが憲法に違反することがいっそう明確になった。本日の判決を一つの契機として、このような策動が即刻中止されるよう求める。

われわれ自由法曹団は、国民の自由と日本の民主主義の未来にかかわる問題として、ビラ配布の権利と公務員の政治活動の自由を守り、拡大する課題に力をつくしてきた。今後も、広範な人々とともに、表現の自由と政治活動の権利を擁護し強めるために、いっそう奮闘する決意である。

2012年12月10日

自 由 法 曹 団
団 長 篠 原 義 仁